

日本禁煙学会熊本県支部設立総会のご案内

日本禁煙学会熊本県関係会員各位

設立発起人代表 橋本洋一郎
一般社団法人日本禁煙学会評議員

前略

この度、日本禁煙学会理事会の承認を得て、日本禁煙学会熊本県支部を設立致します。会則(案)は下記の通りです。一般社団法人日本禁煙学会の会員で、熊本県に勤務地又は居住地がある個人の方は自動的に熊本県支部会員となります。なお、自動的に会員になられる方への年会費の定めや手続きの必要はありません。つきましては、第 1 回くまもと禁煙治療セミナーの実施前に、下記日程で日本禁煙学会熊本県支部設立総会を開催しますので、多くの方のご参加をお待ち申し上げます。

草々

設立発起人一同

橋本洋一郎(設立発起人代表)、高野義久、川俣幹雄、名幸久仁、水野雄二、倉本剛史、高濱 寛、藤本恵子

日 時:平成 28 年 9 月 11 日(日)13:10-14:10

場 所:くまもと県民交流館パレア 10 階・会議室 8(54 名収容)

参加資格:日本禁煙学会会員のみ

記

一般社団法人日本禁煙学会 熊本県支部会則(案)

第一章 総則

第1条(名称)この支部は、一般社団法人日本禁煙学会熊本県支部(以下、支部)と称する。

第2条(事務局)この支部の運営を円滑に行うために、主たる事務局を支部長の所属内に置く。

第二章 目的及び事業

第3条(目的)この支部は、一般社団法人日本禁煙学会の定款に則り、その目的を達成すべく、熊本県地区を中心に地域的な活動をすることを目的とする。

第4条(事業)この支部は、前条の目的を達成するため、主に熊本県および近隣地域において次の事業を行う。

- (1) 禁煙サポーター講習会や禁煙治療セミナーを含む講習会等又は認定指導者試験の開催による専門医や禁煙サポーターの育成に関する事業
- (2) 会員の相互連絡や意思疎通を行うための事業
- (3) 地域住民への禁煙啓発事業
- (4) その他、支部の目的を達成するために必要な事業

第三章 運営、その他

第5条(運営)この支部の運営方法は運営規定により別に定める。

第6条(その他)この会則および運営規定に定めのない事項は、一般社団法人日本禁煙学会の定款、定款細則及びその他の規定を準用することとする。

以上